

令和2年度 能代市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 方針策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、具体的な運営方針等を明確にし、委託する業務が円滑で効果的な実施に資することを目的に定めるものとします。

2. センターの目的・設置

高齢者が住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を続けられるよう、健康保持、生活の安定に必要な相談や支援を行うことにより、保健、医療及び福祉の向上を包括的かつ継続的に支援することを目的とします。

市では、日常生活圏域を「本庁」、「北」、「南」、「二ツ井」の4つに分け、委託によりセンターを設置、運営を行います。

3. 基本的な運営方針

市は、「能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を推進することとしております。

センターは、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するための中核的機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、地域においてセンターの業務を実施します。

市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援していきます。

4. 運営における基本視点

(1) 「公益性」の視点

市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公平・公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

(3) 「協働性」の視点

三職種がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携、協働しながら多様な視点から問題の解決を図るチームアプローチの考え方を基本とします。

また、地域の医療・保健・介護の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。

5. センターの業務

1. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 総合相談支援事業

（法第115条の45第2項第1号）

(2) 権利擁護事業

（法第115条の45第2項第2号）

- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号)
- 2. 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号)
 - (2) 一般介護予防事業 (法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号)
- 3. 任意事業 (法第 115 条の 45 第 3 項)
- 4. 指定介護予防支援事業 (法第 115 条の 22)
- 5. その他協力事業等

※ 法：介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）をいう。以下同じ。

6. 業務推進の方針

<共通事項>

①事業の計画的実施

センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、実績を踏まえた検証を行い、適正な業務を計画実施します。

②法令等の遵守

センターの運営にあたり、法ほか関係法令を遵守します。

介護保険法、高齢者虐待防止法、DV法、健康増進法、自殺対策基本法等

③職員のスキルアップ

センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が共有し、全体のスキルアップを図ります。

④連携体制

センターは、市の主催する定例会議に参加し、情報共有と連携・協働を図ります。

また、センターは、多職種との連携を強化し、地域高齢者が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

⑤個人情報の保護・守秘義務

センターが収集した情報について、個人情報保護に努めつつ個人の利益を最大限に尊重していきます。

⑥広報活動

センターの業務を適切に実施し、地域住民の理解と協力を得るため、広報誌のほか、出前講座、イベント等への積極的な参加により広報活動を実施します。

⑦緊急時の対応

夜間や緊急時に備え、予め必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、対応します。

⑧相談記録や事例の分類方法

市の示した方法で整理し、システムへ入力・報告します。

⑨センターの事業評価

国の統一した指標を用いて評価します。組織運営体制、個人情報の管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援以上の項目について評価し、各課題の要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施します。

⑩地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）

市が開催する「地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）」に、必要に応じて市から依頼があった場合、センター職員が出席し、前年度の活動実績やセンターの課題について発表、委員から出された課題の検討を行います。

<具体的運営方針>

1. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（1）総合相談支援事業

①総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

また、適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力には相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

②実態把握

高齢者や家族等から相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見することが困難であるため、センターは「ニーズ調査」結果や地域のネットワークなどの情報から、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要な人を浮き上がらせ支援を行います。

また、地域ごとの高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題へ繋げていきます。

（2）権利擁護事業

①高齢者虐待への対応

センターは、虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに該当高齢者等へ訪問し、状況確認を行います。

センターは、確認した状況を市に報告し、市が開催する「高齢者虐待コア会議」に参加します。センターは、市と連携を図りながら、状況が安定するまで高齢者と養護者を訪問等により支援を行います。

②成年後見人制度の活用

認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切なサービス利用や支援につながるよう助言を行うとともに、制度の周知・啓発に努めます。

③消費者被害への対応

民生委員や介護サービス担当者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活相談センター等と連携を図り、問題解決に努めます。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント事業

①包括的・継続的なケアマネジメント体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員等の関係機関との連携体制を整備します。

②介護支援専門員等への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、困難事例については、地域ケア会議の開催や具体的な支援方針を検討し助言します。

また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

③地域ケア会議の開催（法 115 条の 48 第 1 項）

国の示したマニュアルに準じて地域ケア会議を開催し、個別ケースについて自立支援

に資するケアマネジメントの支援、困難事例等に対する相談・助言、参加者の資質向上と関係職種との連携を促進します。また、会議のなかでは、地域課題の検討を行います。

開催回数は、別に定める市が提示する具体的回数に基づいた回数以上を行い、会議のメンバーに担当課の職員を加えること。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善、リハビリテーションの視点を加え、総合的な予防プログラムによる予防教室を実施します。

開催回数は、別に定める市が提示する具体的回数に基づいた回数以上を行うこと。

②介護予防ケアマネジメントの実施

基本チェックリスト該当者（事業対象者）等が、生活機能の維持・改善が図られるよう、本人の意欲に働きかけながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やすようにするなど、地域で安心して生活できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の憩いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有するものを活かした自立支援に資する取組みを推進します。

開催場所は一定の地域・場所に偏ることなく実施し、回数は別に定める市が提示する具体的回数に基づいた回数以上を行うこと。

3. 任意事業

介護教室の開催、要介護者を在宅で介護している人を対象とした健康相談、介護者同士の交流会の開催などを実施し、在宅介護の継続を支援します。

4. 指定介護予防支援事業

要支援1・2と認定された方で訪問看護、通所リハビリなど専門的なサービスを利用する方へ介護予防ケアマネジメントを行うほか、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託します。

5. その他協力事業等

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・担当する日常生活圏域高齢者に関すること
- ・会議等の参加依頼があった際は相談し、会議内容・日程・参加者等について報告すること。